

# 特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
4	固定資産税関係事務 基礎項目評価書

## 個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

大洗町は、固定資産税・都市計画税の賦課に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの不適切な取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組むことを宣言する。

特記事項	なし
------	----

## 評価実施機関名

大洗町長

## 公表日

令和8年5月1日

# I 関連情報

## 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務

①事務の名称	固定資産税・都市計画税の賦課に関する事務
②事務の概要	<p>地方税法(昭和25年法律第226号)及び大洗町税条例(昭和39年条例第23号)に基づき、固定資産(土地、家屋及び償却資産)の評価及び固定資産課税台帳の管理を行い、賦課期日現在において固定資産を所有している者に固定資産税を賦課する。なお、市街化区域の土地・家屋を所有している者には、都市計画税を併せて賦課する。</p> <p>これらに係る事務のうち、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号。以下「番号法」という。)の規定に従い、特定個人情報を次の事務で取り扱う。</p> <ul style="list-style-type: none"><li>①固定資産課税台帳等の管理</li><li>②固定資産税・都市計画税の賦課決定・更正等</li><li>③届出書及び申請書並びに申告書等の受付及び確認</li><li>④納税通知書その他の通知書等の発行</li><li>⑤各種証明書等の発行</li><li>⑥収納情報の管理、還付処理</li><li>⑦他自治体等から町への調査回答、町から他自治体等への税務調査</li><li>⑧納税通知書等の電子通知希望申請 通知IFS経由で納税通知書等電子通知希望申請情報を固定資産税システムに取り込む。</li></ul> <p>情報提供ネットワークシステムに接続して特定個人情報の照会を行う。</p>
③システムの名称	<ul style="list-style-type: none"><li>・固定資産税システム</li><li>・収税消込システム</li><li>・納税組合管理システム</li><li>・中間サーバー</li><li>・通知IFS</li><li>・団体内統合宛名システム</li><li>・口座管理システム</li><li>・eLTAXシステム</li><li>・住基システム</li></ul>

## 2. 特定個人情報ファイル名

- ・固定資産税及び都市計画税課税台帳ファイル
- ・宛名情報ファイル
- ・地方税電子申告情報ファイル
- ・納税通知書等電子通知希望申請情報ファイル

3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	<p>行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成二十五年五月三十一日法律第二十七号)(以下、番号法) 第9条第1号 別表 第24項  行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表の主務省令で定める事務を定める命令(平成二十六年内閣府・総務省令第五号) 第16条  地方税法第747条の5第2項</p>
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	<p style="text-align: right;">＜選択肢＞</p> <p>[ 実施する ]</p> <p>1) 実施する  2) 実施しない  3) 未定</p>
②法令上の根拠	<p>・番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表</p> <p>【情報照会の根拠】  48の項</p> <p>【情報提供の根拠】  なし: 情報提供ネットワークシステムによる情報提供は行わない</p>
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	税務課
②所属長の役職名	税務課長

<b>6. 他の評価実施機関</b>	
<b>7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求</b>	
請求先	大洗町役場 総務課 情報公開・個人情報保護担当 茨城県東茨城郡大洗町磯浜町6881番地の275 029-267-5111
<b>8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ</b>	
連絡先	大洗町役場 税務課 茨城県東茨城郡大洗町磯浜町6881番地の275 029-267-5111
<b>9. 規則第9条第2項の適用</b> <span style="float: right;">[ <input type="checkbox"/> ]適用した</span>	
適用した理由	

## II しきい値判断項目

1. 対象人数	
評価対象の事務の対象人数は何人か	[ 1,000人以上1万人未満 ] <選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和8年4月1日 時点
2. 取扱者数	
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[ 500人未満 ] <選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和8年4月1日 時点
3. 重大事故	
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[ 発生なし ] <選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

## III しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

## IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[ 基礎項目評価書 ]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書  2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 [ ]委託しない		
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。)[ ]提供・移転しない		
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 [ ]接続しない(入手) [ ]接続しない(提供)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

7. 特定個人情報の保管・消去	
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	<input type="checkbox"/> 十分である <input type="checkbox"/> <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 人手を介在させる作業 <input type="checkbox"/> 人手を介在させる作業はない	
人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分か	<input type="checkbox"/> 十分である <input type="checkbox"/> <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	固定資産税賦課事務については、本人情報のデータベースへの入力やマイナンバー登録作業がないため、人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分であると考えられる。
9. 監査	
実施の有無	<input checked="" type="checkbox"/> 自己点検 <input type="checkbox"/> 内部監査 <input type="checkbox"/> 外部監査
10. 従業者に対する教育・啓発	
従業者に対する教育・啓発	<input type="checkbox"/> 十分に行っている <input type="checkbox"/> <選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
11. 最も優先度が高いと考えられる対策 <input type="checkbox"/> 全項目評価又は重点項目評価を実施する	
最も優先度が高いと考えられる対策	<input type="checkbox"/> 3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策 <input type="checkbox"/> <選択肢> 1) 目的外の入手が行われるリスクへの対策 2) 目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策 3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策 4) 委託先における不正な使用等のリスクへの対策 5) 不正な提供・移転が行われるリスクへの対策(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) 6) 情報提供ネットワークシステムを通じて目的外の入手が行われるリスクへの対策 7) 情報提供ネットワークシステムを通じて不正な提供が行われるリスクへの対策 8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策 9) 従業者に対する教育・啓発
当該対策は十分か【再掲】	<input type="checkbox"/> 十分である <input type="checkbox"/> <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	システムへのアクセスが可能な職員は、ユーザーIDと生体認証によって限定しており、アクセス権限の適切な管理を行っている。これらの対策を講じていることから、権限のない者(元職員、アクセス権限がない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は「十分である」と考えられる。

## 変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成31年4月30日	新様式へ変更			事後	
令和3年6月18日	情報連携にかかる法令上の根拠	番号法第19条第7号	番号法第19条第8条	事後	
令和7年10月30日	公表日	平成33年12月6日	令和7年10月30日	事後	
令和7年10月30日	I 3法令上の根拠	・番号法 第9条第1項 別表第一 第16項 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令(平成26年内閣府・総務省令第5号)第16条	・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号)第9条(利用範囲)第1項別表 24の項 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表の主務省令で定める事務を定める命令(平成26年内閣府・総務省令第5号)第16条	事後	
令和7年10月30日	I 4②法令上の根拠	【情報照会の根拠】 ・番号法第19条第8号及び別表第二 第27項 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(平成26年内閣府・総務省令第7号)第20条  【情報提供の根拠】 なし:情報提供ネットワークシステムによる情報提供は行わない	【情報照会の根拠】 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号)第19条第8号に基づく主務省令第2条の表 48の項  【情報提供の根拠】 なし:情報提供ネットワークシステムによる情報提供は行わない	事後	
令和7年10月30日	II 1.対象人数 いつ時点の計数か	平成27年4月1日	令和7年4月1日	事後	
令和7年10月30日	II 2.取扱者数 いつ時点の計数か	平成27年4月1日	令和7年4月1日	事後	
令和7年10月30日	IVリスク対策		項目追加	事後	新様式
令和8年4月1日	1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務		(以下を新たに追加) ⑧納税通知書等の電子通知希望申請 通知IFS経由で納税通知書等電子通知希望申請情報を固定資産税システムに取り込む。  情報提供ネットワークシステムに接続して特定個人情報の照会を行う。	事後	納税通知書等の電子送付による変更
令和8年4月1日	2. 特定個人情報ファイル名		(以下を新たに追加) ・通知IFS	事後	納税通知書等の電子送付による変更
令和8年4月1日	3. 個人番号の利用—法令上の根拠		(以下を新たに追加) 地方税法第747条の5第2項	事後	納税通知書等の電子送付による変更
令和8年4月1日	II 1.対象人数 いつ時点の計数か	令和7年4月1日	令和8年5月1日	事後	
令和8年4月1日	II 2.取扱者数 いつ時点の計数か	令和7年4月1日	令和8年5月1日	事後	